

危機管理マニュアルの 見直しについて

（株）社会安全研究所
首藤 由紀

本日の内容

- 学校の「危機管理マニュアル」とは...
 - その位置付け・重要性、現状と課題
- 「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」（令和3年6月公表）の内容紹介



学校保健安全法

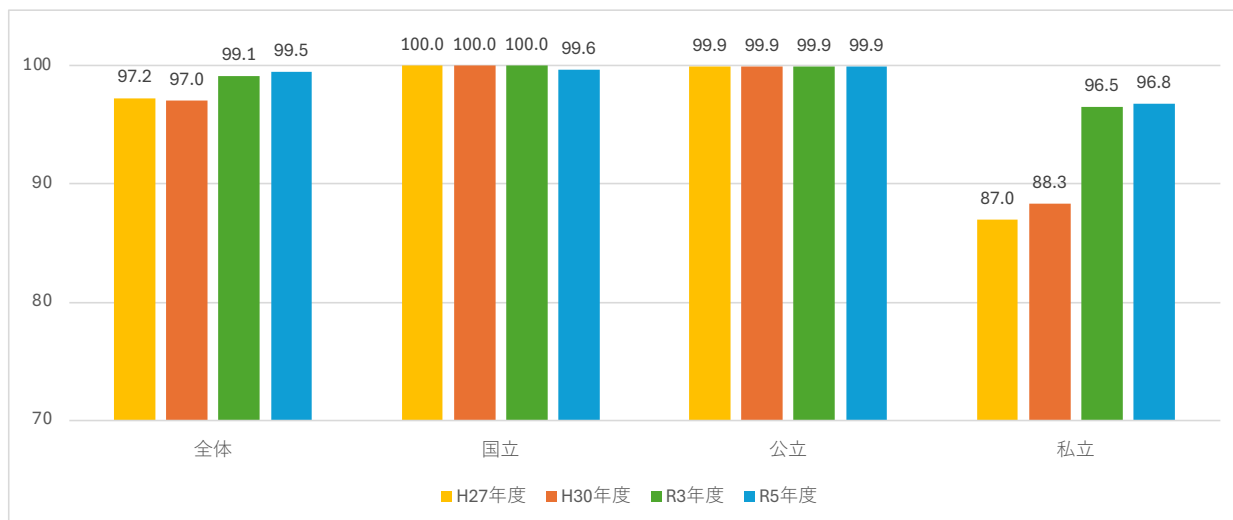
（昭和33年法律第56号、平成20年6月改正）

第29条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、**危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領（危険等発生時対処要領）**を作成するものとする。

危険等発生時における教職員の円滑・的確な対応を図る「危機管理マニュアル」

危機管理マニュアルの策定状況

■ 策定率は、ほぼ100%となっている



文部科学省「学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査」より

大川小学校事故の教訓

		児 童					教 職 員		
在籍数		108					13		
地震発生時の所在		校内・学校付近		自宅等			校内	校外 ^{※2}	
		103		5					
		地震後も校内・学校付近	地震後に帰宅等 ^{※1}	欠席	早退	下校済み	11	2	
(内訳)		76	27	2	2	1			
所在別被災状況	被災	死	69	0	1	0	0	10	0
		行方不明	3	0	0	1	0	0	0
		計	72	0	1	1	0	10	0
	生存	4	27	1	1	1	1	2	
被災状況総計	被災	死	70				10		
		行方不明	4				0		
		計	74				10		
	生存	34				3			

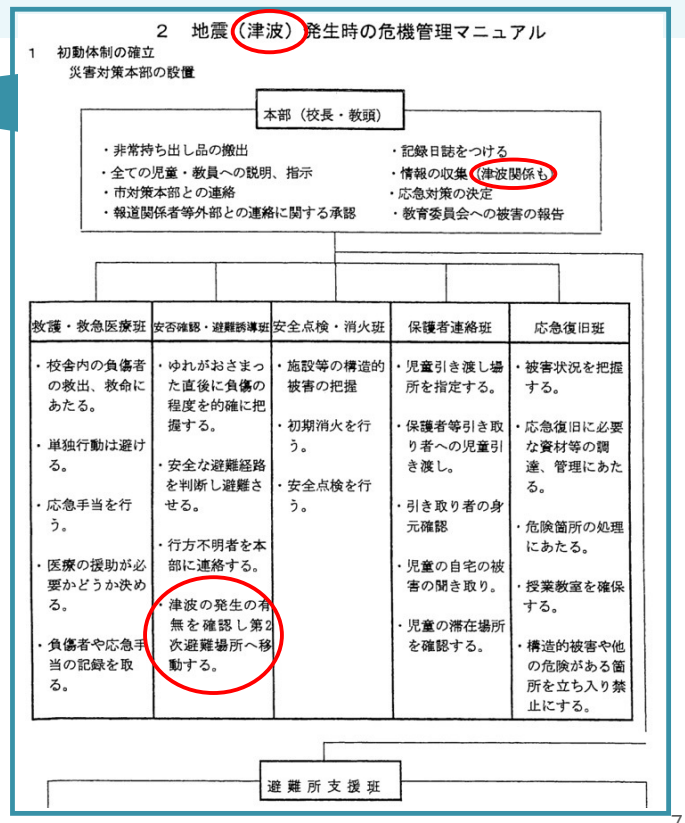
大川小学校 津波訴訟

（令和元年10月10日最高裁決定）

- 大川小は、危機管理マニュアルに、津波警報発令時の避難先・避難経路・避難方法を定める義務があったが、それを怠った
- 市教育委員会は、同小の危機管理マニュアルに不備がある場合は是正を指示・指導すべき義務があったが、それを怠った
- 学校の危機管理マニュアルに避難先・避難経路・避難方法を定めていれば、児童の被災・死亡は回避できた

震災当時の大川小危機管理マニュアル

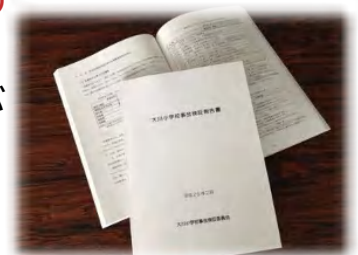
- 一部に津波に関する記載あり
- 三次避難場所は「近隣の空き地・公園」（地震による火災等を想定）
- マニュアル記載の児童引渡しの仕組みは未完成



大川小学校事故検証委員会 提言 4

学校現場における災害対応マニュアルのあり方

- **各学校**は、学校の災害対応マニュアルを検討するにあたり、その学校に及ぶであろう災害危険の種類を具体的に想定するなど、**学校を取り巻く災害環境を十分に確認**した上で、起こり得る**災害種別に応じた適切な避難先・避難路・避難方法**をあらかじめ定めておくこと。また、その内容を関係者に十分に周知徹底するとともに、実践的な計画であることを**防災訓練などを通じて検証**し、常に必要な**改善を図る**こと。
- **市町村教育委員会**は、**関係機関・専門家との連携体制を構築**し、各学校における上記の取り組みに対し、必要な専門的知見の提供が可能となるよう、これを支援すること。



学校安全の推進に関する計画

第2次 (H29.3)

[施策目標]

- 全ての学校において、学校安全計画及び危機管理マニュアルを**策定**する。



第3次 (R4.3)

[施策の基本的な方向性]

- 学校安全計画・危機管理マニュアルを**見直すサイクル**を構築し、学校安全の**実効性**を高める

施策方針 1. 学校安全に関する組織的取組の推進

- 学校を取り巻く地域の自然的環境をはじめとする様々なリスクを想定した危機管理マニュアルの作成・見直し

既往マニュアルの課題（例）

- 前提となる**現状や地域性、災害想定等の記載がない**
- 想定すべき**危機事象が網羅されていない**
- 新規事項を末尾に追加、**全体整理がなされていない**
- 訓練要綱に示される内容とマニュアルが**乖離**
- 管理職・担当者**不在、停電、夜間・休日などの想定が不足**
- 避難場所、避難方法・経路について、事故災害種別・発生状況別の**複数パターンの検討・記載が不足**
- **事後対応に関する記載が不足**等々

学校の「危機管理マニュアル」等の 評価・見直しガイドライン



文部科学省
(令和3年6月)



ガイドラインは(株)ジース教育新社より市販されているほか、
下記「学校安全ポータルサイト」よりダウンロードできます。
<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/kikikanri/kikikanri-all.pdf>



ガイドラインの目的

- 危機管理マニュアルは、一度作成すればよいというものではない！

- 学校で実施した訓練等の検証結果
- 学校を取り巻く様々な状況の変化
- 国内外で発生した事故・災害事例の教訓
- 先進校の取組事例



常に、
見直し
・改善
が必要

見直し・改善における**評価の視点**
(チェックリストや考え方) 等を提供



既往の公表資料との関係

■ 各種公表資料の危機管理マニュアルに関する記載を統合・再整理



（平成31年3月）



（平成30年2月）



（平成28年3月）
（令和6年3月改訂）



（平成24年3月）

ガイドラインの構成

■ 以下の3編で構成

チェックリスト編

解説編

サンプル編

学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン - チェックリスト編

1 マニュアルの基本事項

1-1 危機管理マニュアルの目的と位置付け

- 危機管理マニュアルが、学校保健安全法に基づき策定されていることを記載している。 →解説編 p.1
- 消防法、その他の法令に基づき学校の立地に応じて作成すべき避難計画にも該当する場合は、その旨を記載している。 →解説編 p.3
- 学校保健安全法（消防計画など）他に定めている学校安全関連の各種計画（マニュアル類）と、危機管理マニュアルの相互関係を記載している。 →解説編 p.3

1-2 危機管理の考え方

- 危機管理マニュアルの想定を超える事象が発生した場合でも教職員が適切な対応を下さるよう、危機管理の基本方針を記載している。 →解説編 p.4
- 起こりうる様々な危機事象に対する事前、発生時、事後の3段階の対応について、すべて定めている。 →解説編 p.5
- 3段階のうち特に「発生時の対応」は、発生する事象の種類別、フロー図など簡易的・見やすい形式で整理している。 →解説編 p.5

1-3 危機管理マニュアルの運用方法

- 全ての教職員（非常勤を含む）が危機管理マニュアルの内容を確実に理解するための、具体的な方法を定めている。 →解説編 p.6
- 危機管理マニュアルの内容を周知すべき児童生徒等、保護者、地域住民、関係機関などについて、具体的な方法の考え方を定めている。 →解説編 p.6
- 危機管理マニュアルの保管場所・保管方法を、事故・災害等の発生時に生じた状況にも配慮して、具体的に定めている。 →解説編 p.7
- 危機管理マニュアルの見直し・改善について、その時期、手順などを具体的に定めている。 →解説編 p.7
- 危機管理マニュアルが最新状態であることや担当責任者が「目」でわかるよう、表紙に改定履歴等を記載している。 →解説編 p.8
- 危機管理マニュアルの改訂履歴を管理し、記載している。 →解説編 p.8

チェックリスト編 - 1

学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン - 解説編

1 マニュアルの基本事項

1-1 危機管理マニュアルの目的と位置付け

1-1-1 危機管理マニュアルの目的と法的根拠

学校保健安全法第29条では、学校において危険等発生時対応要綱（危機管理マニュアル）を作成すること、及びこれを教職員に周知することなどが義務づけられています。危機管理マニュアルの目的と位置付けを明確にするため、当該マニュアルがこの法に基づきつくられていることも明記しておく必要があります。

また学校では、学校保健安全法以外にも、「下流」のようにさまざまな法令に基づき、安全確保等に關する計画を定めることが求められています。

しかし、これら計画に定めるべき事項の中には、災害が発生した場合の体制、避難誘導のあり方など、一部は危機管理マニュアルに定められておらず、その他の事項が少なくありません。このため、必要な事項を危機管理マニュアルに定めることで、これらの法令に基づいて定めるべき計画を兼ねることもできます。そのような場合には、他の法令に基づく計画である旨も、明記しておく必要があります。

関係法令名称	対象となる学校	規定すべき計画
消防法 第8条第1項	収容人員50人以上の学校	消防計画
消防法 第15条の3第1項	洪水浸水想定区域域内に位置し、市町村の地域防災計画で指定された学校	避難確保計画
土砂災害予防法 第4条第1項	土砂災害警戒区域内に位置し、市町村の地域防災計画で指定された学校	避難確保計画
津波防災関係法 第71条第1項	津波災害警戒区域内に位置し、市町村の地域防災計画で指定された学校	避難確保計画
防災計画 第4条第1項	火山災害警戒区域内に位置し、市町村の地域防災計画で指定された学校	避難確保計画
大規模建物防災特別措置法 第4条第1項	地震防災対策強化地域域内に位置し、収容人員50人未満の学校*	地震防災対策計画
日本標準・予備標準用図 高度型地盤特種方法 第71条第1項	日本標準・予備標準用図高度型地盤防災対策地域域内に位置し、収容人員50人未満の学校*	日本標準・予備標準用図高度型地盤防災対策計画
南海トラフ地震特種方法 第71条第1項	南海トラフ地震防災対策推進地域域内に位置し、収容人員50人以上の学校*	南海トラフ地震防災対策計画

① 正式名称「防災対策関係法等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」
 ② 正式名称「津波防災関係法」
 ③ 正式名称「日本標準・予備標準用図高度型地盤防災対策に関する特別措置法」
 ④ 正式名称「南海トラフ地震防災対策推進地域域内における土砂災害防止対策の推進に関する特別措置法」
 * 収容人員50人以上の学校が、法令が規定する事項を当該法令に基づく防災計画の中で定めるときは、当該事項について定める法令が規定する事項と同等とみなす。

解説編 - 1

学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン - サンプル編

◆ 危機管理マニュアルの目的と位置付け

(1) 本マニュアルの目的及び法的根拠

本マニュアルは、本校における事故、加害行為、災害等から児童及び教職員の安全の確保を図ることを目的として、学校保健安全法第29条第1項に定める「危険等発生時対応要綱」として作成したものである。

また本校は、〇〇市地域防災計画において〇〇法に基づき避難確保施設に指定されている。このため、本マニュアルは、同法第〇条第〇項に基づく「避難確保計画」として位置付けられる。

(2) 関連計画・マニュアル等との関係

本マニュアルは、本校における学校安全のための各種計画の基となる事項を定めるとともに、本校におけるその他の学校安全に関する計画・マニュアル等（下記）と案に整合を図りつつ本校の学校安全を推進するものである。

〇〇小学校 危機管理マニュアル（本マニュアル）

〇〇小学校 教員非常勤対応マニュアル

（関連計画等）

- 〇〇小学校 学校安全計画
- 〇〇小学校 消防計画
- 〇〇小学校 避難計画
- 〇〇小学校 設備・施設安全点検チェックリスト
- 〇〇小学校 避難所確保支援策対応マニュアル
- 〇〇小学校 〇〇訓練実施要領
- 〇〇小学校 学校保健衛生管理チェックリスト

※ 「危機管理マニュアル」以外の、関係法令に基づき作成された計画・マニュアル等については「危機管理マニュアル」として位置付けられていない。

サンプル編 - 1

チェックリスト編

- マニュアルに盛り込むべき事項、記載方法等をチェックリスト形式で提示

このチェック項目を用いてマニュアルを評価・確認！

1 マニュアルの基本事項

1-1	危機管理マニュアルの目的と位置付け	
<input type="checkbox"/>	危機管理マニュアルが、学校保健安全法に基づき策定されていることを記載している。	⇒解説編 p.1
<input type="checkbox"/>	消防法、その他の法令に基づき学校の立地に応じて作成すべき避難計画にも該当する場合、その旨を記載している。	
<input type="checkbox"/>	学校安全計画・消防計画など、他に定めている学校安全関連の各種計画・マニュアル類と、危機管理マニュアルの相互関係を記載している。	⇒解説編 p.3

学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン（解説編）

1 マニュアルの基本

1-1 危機管理マニュアルの目的と位置付け

1-1-1 危機管理マニュアルの目的と法的根拠

学校保健安全法第29条では、学校において危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）を作成すること、及びこれを教職員に周知することが義務づけられています。危機管理マニュアルの目的と位置付けを明確化するため、当該マニュアルがこの法律に基づくものであることを明記しておくことが必要です。

また学校では、学校保健安全法以外にも、下表のようにさまざまな法令に基づいて、安全確保等に関する計画を定めることが求められています。

しかし、これら計画に定めるべき事項の中には、災害等が発生した場合の体制、避難誘導のあり方など、一般に危機管理マニュアルに定めておくことと同様の事項が少なくありません。このため、必要な事項を危機管理マニュアルに定めることで、これらの法律に基づいて定めるべき計画を兼ねることもできます。そのような場合には、他の法令に基づく計画である旨も、明記しておきましょう。

根拠となる法令	対象となる学校	策定すべき計画
消防法 第8条第1項	収容人員50人以上の学校	消防計画
水防法 第15条の3第1項	洪水浸水想定区域内に位置し、市町村の地域防災計画で指定された学校	避難確保計画
土砂災害防止法 ¹⁾ 第8条の2第1項	土砂災害警戒区域内に位置し、市町村の地域防災計画で指定された学校	避難確保計画
津波防災地域づくり法 ²⁾ 第71条第1項2	津波災害警戒区域内に位置し、市町村の地域防災計画で指定された学校	避難確保計画
活火山法 ³⁾ 第8条第1項	火山災害警戒地域内に位置し、市町村の地域防災計画で指定された学校	避難確保計画
大規模地震対策特別措置法 第7条第1項	地震防災対策強化地域内に位置し、収容人員50人未満の学校 ⁴⁾	地震防災応急計画
日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域特措法 ⁵⁾ 第7条第1項	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域内に位置し、収容人員50人未満の学校 ⁶⁾	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画
南海トラフ地震特措法 ³⁾ 第7条第1項	南海トラフ地震防災対策推進地域内に位置し、収容人員50人未満の学校 ⁷⁾	南海トラフ地震防災対策計画

1) 正式名称「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」
2) 正式名称「津波防災地域づくりに関する法律」
3) 正式名称「活動火山対策特別措置法」
4) 正式名称「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」
5) 正式名称「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」
6) 収容人員50人以上の学校が、各法が規定する事項を消防法に基づく消防計画の中で定めたときは、当該事項について定めた部分各法の規定する事項計画等とみなされます。

【記載の視点】
マニュアルに記載すべき事項や記載方法の骨子

そうではなく、各計画に共通して記載すべき事項と計画間で齟齬や矛盾が生じないように配慮することが大切です。

記載の視点

- 学校保健安全法第29条に定める「危険等発生時対処要領」として策定
- その他の法律に定める下記の計画として策定（該当する場合）
 - ・ 消防法に基づく消防計画
 - ・ 水防法、土砂法、津波防災地域づくり法、活火山法に基づく避難確保計画
 - ・ 大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災応急計画
 - ・ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震特措法に基づく防災対策計画
 - ・ 南海トラフ地震特措法に基づく防災対策計画

◆ 危機管理マニュアルの目的と位置付け → サンプル編 p.1

【コラム】
関連する参考情報

【コラム】「避難確保計画」の作成義務

市町村は、災害対策基本法に基づいて、災害予防、災害応急対策、災害復旧など災害に関する総合的・計画的な対策を定めた「地域防災計画」を作成しています。

関連各法のうち、水防法、土砂災害防止法、津波防災地域づくり法、活火山法に基づく「避難確保計画」の策定が義務づけられているのは、この市町村の地域防災計画の中で、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があるとして「要配慮者利用施設」や「避難確保施設」に指定されている施設です。これらの施設に指定された場合、避難確保計画を作成し、これを市町村に報告して内容の確認を受けることが求められるとともに、避難確保計画に基づく避難訓練を実施することも義務づけられています。

市町村による施設の指定は、順次進められており、また災害危険のある範囲を示すハザードマップが改訂されると追加指定される場合もあります。このため、自校が避難確保計画を作成すべき施設として指定されているかどうかは、市町村の防災担当部局に確認することが必要です。また、避難確保計画の作成に当たっては、市町村の防災担当部局の支援を受けることもできますので、まずは相談していただくようにしましょう。

▶ **【コラム】「避難確保計画」と学校の危機管理マニュアルとの関係**（本編p.47）も参照

RISS © Research Institute for Social Safety, 2026

16

サンプル編

- チェックリスト編・解説編の考え方を、実際のマニュアルとして具現化した場合の記載例、様式例
- ポイント解説

学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン - サンプル編

◆ 危機管理マニュアルの目的と位置付け

(1) 本マニュアルの目的及び法的根拠

本マニュアルは、本校における事故、加害行為、災害等から児童及び教職員の安全の確保を図ることを目的として、学校保健安全法第29条第1項に定める「危険等発生時対応要領」として作成したものである。

また本校は、〇〇市地域防災計画において〇〇法に基づく避難促進施設に指定されている。このため、本マニュアルは、同法第〇条第〇項に基づく「避難確保計画」としても位置付けられる。

(2) 関連計画・マニュアル等との関係

本マニュアルは、本校における学校安全のための各種対応の基本となる事項を定めるとともに、本校におけるその他の学校安全に関する計画・マニュアル等（下図）と常に整合を図りつつ本校の学校安全を推進するものである。

〇〇小学校
危機管理マニュアル
(本マニュアル)

〇〇小学校
教職員初動
マニュアル

(関連計画等)

- 〇〇小学校 学校安全計画
- 〇〇小学校 消防計画
- 〇〇小学校 設備・施設安全点検チェックリスト
- 〇〇小学校 避難所運営支援対応マニュアル
- 〇〇小学校 〇〇訓練実施要領
- 〇〇小学校 学校給食衛生管理チェックリスト
- ⋮

Point!

「危機管理マニュアル」のうち、初動対応部分を抜粋し、携帯しやすいカード形式等にまとめて「初動対応マニュアル」として活用すると有効です。

サンプル編- 1

解説編の内容紹介 ①全体概要

1 マニュアルの基本事項

- 1-1 危機管理マニュアルの目的と位置付け
- 1-2 危機管理の考え方
- 1-3 危機管理マニュアルの運用方法

2 事前の危機管理


- 2-1 現状及び危機管理の前提となるリスクの把握
- 2-2 危機の未然防止対策
- 2-3 危機発生に備えた対策

3 発生時（初動）の危機管理

- 3-1 傷病者発生時の対応
- 3-2 犯罪被害発生時の対応
- 3-3 交通事故発生時の対応
- 3-4 災害発生時の対応
- 3-5 その他の危機事象の発生時の対応
- 3-6 校外活動中・校内行事開催中における事故災害等発生時の対応

4 事後の危機管理

- 4-1 事後（発生直後）の対応
- 4-2 心のケア
- 4-3 調査・検証・報告・再発防止等

 必ずしも、この構成に合わせて整理・記載しなくてもよい

解説編の内容紹介 ②基本事項

マニュアルの基本事項

1-1 危機管理マニュアルの目的と位置付け

- 1-1-1 危機管理マニュアルの目的と法的根拠
- 1-1-2 各種計画・マニュアル類との相互関係

1-2 危機管理の考え方

- 1-2-1 危機管理の基本方針
- 1-2-2 事前・発生時・事後の危機管理

1-3 危機管理マニュアルの運用方法

- 1-3-1 教職員・関係者等への周知徹底
- 1-3-2 危機管理マニュアルの保管方法
- 1-3-3 危機管理マニュアルの評価・見直しと改善
- 1-3-4 改訂履歴の管理

学校保健安全法29条、
その他法令に基づく

体系図で整理
⇒改定時に関連計画
等にも反映

マニュアルを超えた
事態に遭遇した場合
の“判断のよすが”

サンプル編 p.2

周知方法を具体的に

保管方法・数量等
⇒発災時に使える？
⇒改定の確実な反映

最新版を明確化、
見直し状況を記録

サンプル編 p.6

解説編の内容紹介 ③事前の危機管理

事前の危機管理

2-1 現状及び危機管理の前提となる**リスクの把握**

- 2-1-1 地域、学校、学区の現状
- 2-1-2 危機管理の前提となる
危機事象等

地元市町村の地域防災計画や
ハザードマップを活用

生活安全・交通安全・災害安全(防災)
の3つの観点から、多様な想定

2-2 危機の**未然防止対策**

- 2-2-1 未然防止のための体制
- 2-2-2 点検
- 2-2-3 傷病者発生防止対策
- 2-2-4 犯罪被害防止対策
- 2-2-5 火災予防対策
- 2-2-6 教育活動の様々な局面に
おける未然防止対策

2-3 危機**発生に備えた対策**

- 2-3-1 緊急時の体制整備
- 2-3-2 施設・設備・備品の整備
- 2-3-3 家庭・地域・関係機関等
との連携
- 2-3-4 避難計画・避難訓練
- 2-3-5 教職員研修
- 2-3-6 安全教育

想定される主な危機事象（例）

危機事象		想定される事態（例）
生活安全	傷病の発生	熱中症、スポーツ中の頭頸部損傷その他の外傷、階段その他からの転落、急病等による心肺停止 等
	犯罪被害	不審者侵入、地域での不審者情報、学校への犯罪予告、校内不審物
	食中毒、異物混入	学校給食による食中毒、学校給食への異物混入 等
	食物等アレルギー	学校給食や教材によるアレルギー・アナフィラキシー
交通安全	自動車事故	登下校中や校外活動中の交通事故
	自転車事故	
	その他の交通事故	
災害安全	気象災害	洪水・内水氾濫・高潮等による浸水、強風による飛来物・停電、突風・竜巻による家屋倒壊・飛来物、落雷
	地震・津波災害	建物倒壊、家具等の転倒・落下、津波浸水、液状化、二次災害としての火災・がけ崩れ・ライフライン寸断 等
	土砂災害	がけ崩れ、土石流、地すべり
	火山災害	火砕流、融雪型泥流、火山灰 等
	原子力災害	原子力発電所の事故 等
	大規模事故災害	ガソリンスタンド、化学工場など危険物取扱施設での事故 等
	火災	校内施設や近隣からの出火
その他	大気汚染	光化学オキシダント被害、微小粒子状物質（PM 2.5）
	感染症	結核、麻しん、新たな感染症 等
	弾道ミサイル発射	Jアラートの緊急情報発信
	その他	空からの落下物、インターネット上の犯罪被害 等

解説編の内容紹介 ③事前の危機管理

事前の危機管理

2-2 危機の未然防止対策

2-2-1 未然防止のための体制

2-2-2 点検

2-2-3 傷病者発生防止対策

2-2-4 犯罪被害防止対策

2-2-5 火災予防対策

2-2-6 教育活動の様々な局面における未然防止対策

- 「校内安全委員会」等の設置
- さまざまな機会を活用した危機管理意識の維持・高揚

- 点検の時期、方法、点検対象、点検体制
- ヒヤリハット報告等の活用

- 校外活動、校内行事における未然防止対策も！

学校における安全点検要領 （令和6年3月）

学校現場等における質の高い実効性のある安全点検を実施するための参考となるよう、

- 学校における施設・設備の定期・日常の安全点検に関する**標準的な手法**
- 専門的な知見を取り入れた**外部人材等の活用の考え方**
- **先進的な取組事例**

などを掲載

「効果的に安全点検を推進するためのノウハウ集」（令和7年3月）も追加！



<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/anzenken/index.html>



解説編の内容紹介 ③事前の危機管理

事前の危機管理

2-3 危機発生に備えた対策

- 2-3-1 緊急時の体制整備
- 2-3-2 施設・設備・備品の整備
- 2-3-3 家庭・地域・関係機関等との連携
- 2-3-4 避難計画・避難訓練
- 2-3-5 教職員研修
- 2-3-6 安全教育

- 非常参集・教職員安否確認
- 対策本部体制
- 関係機関等との連絡体制

- 家庭との連携（共有する事項、共有方法等）
- 地域・関係機関との連携（特に避難所となる場合の事前協議）

想定される災害の種別に応じた

- 避難場所
- 避難経路・避難方法
- 情報収集・伝達手段
- 避難の判断基準・判断体制
- 避難誘導方法
- 等

（参考）避難確保計画

■ 以下の4つの法律に基づき、作成が義務化

根拠法令	対象
水防法 第15条の3第1項	洪水浸水想定区域内に位置し、市町村の地域防災計画で指定された学校
土砂災害防止法 ¹⁾ 第8条の2第1項	土砂災害警戒区域内に位置し、市町村の地域防災計画で指定された学校
津波防災地域づくり法 ²⁾ 第71条第1項2	津波災害警戒区域内に位置し、市町村の地域防災計画で指定された学校
活火山法 ³⁾ 第8条第1項	火山災害警戒地域内に位置し、市町村の地域防災計画で指定された学校

1) 正式名称「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」

2) 正式名称「津波防災地域づくりに関する法律」

3) 正式名称「活動火山対策特別措置法」



「危機管理マニュアル」に必要事項を記載すれば、別途作成する必要なし！

解説編の内容紹介 ④発生時（初動）の危機管理

できるだけ簡潔なフロー図で整理

発生時（初動）の危機管理

3-1 傷病者発生時の対応

- 3-1-1 傷病者発生時の基本の対応
- 3-1-2 頭頸部外傷発生時の対応
- 3-1-3 熱中症発生時の対応
- 3-1-4 食物アレルギー発生時の対応

3-2 犯罪被害発生時の対応

- 3-2-1 不審者侵入事案発生時の対応
- 3-2-2 登下校時の不審者事案
- 3-2-3 学校への犯罪予告等への対応

3-3 交通事故発生時の対応

3-4 災害発生時の対応

- 3-4-1 火災発生時の対応
- 3-4-2 気象災害時の対応
- 3-4-3 地震発生時の対応
- 3-4-4 火山災害発生時の対応
- 3-4-5 原子力災害発生時の対応

3-5 その他の危機事象の発生時の対応

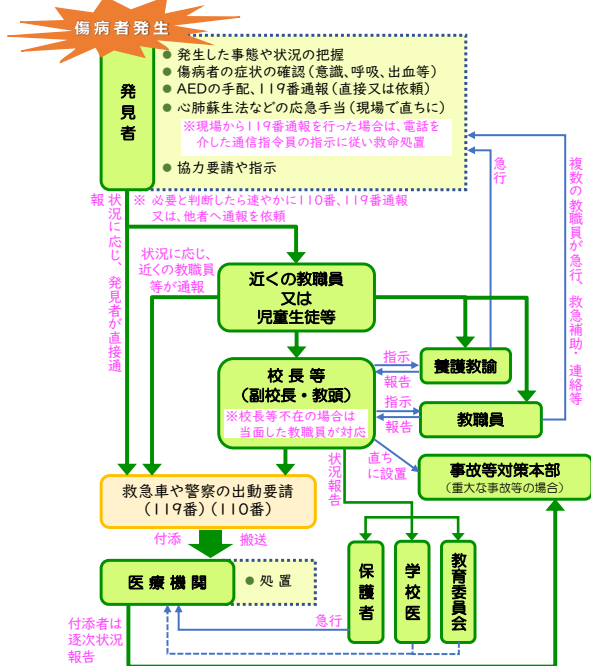
- 3-5-1 弾道ミサイル発射等への対応

3-6 校外活動中・校内行事開催中における事故災害等発生時の対応

- 3-6-1 校外活動中に発生した場合の対応
- 3-6-2 校内行事開催中に発生した場合の対応

対応フロー（例）

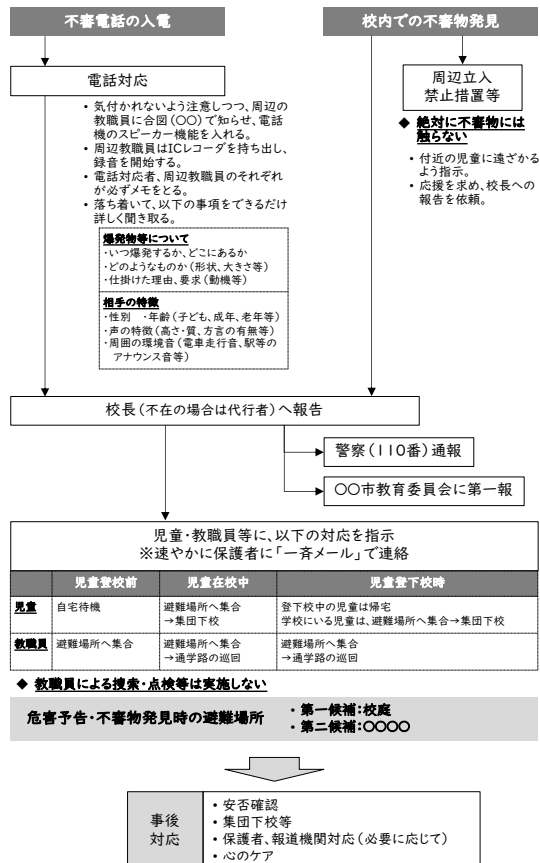
傷病者発生時の対応



文部科学省「学校の危機管理マニュアル作成の手引」（平成30年2月）を改変して作成

犯罪予告・不審物対応

サンプル編 p.66



解説編の内容紹介 ⑤事後の危機管理

事後の危機管理

4-1 事後（発生直後）の対応

- 4-1-1 児童生徒等の安否確認
- 4-1-2 集団下校・引渡しと待機
- 4-1-3 保護者等・報道機関への対応
- 4-1-4 教育活動の継続
- 4-1-5 避難所運営への協力

4-2 心のケア

- 4-2-1 児童生徒等の心のケア
- 4-2-2 教職員の心のケア

4-3 調査・検証・報告・再発防止等

- 4-3-1 学校設置者等への報告、支援要請
- 4-3-2 調査
- 4-3-3 評価・検証、再発防止

・ 在校中・登下校中・在宅時等別の
・ 安否確認実施の判断基準
・ 安否確認の役割分担
・ 安否確認の方法（停電・通信途絶等も想定）

・ 被災児童生徒等保護者への対応
・ 児童生徒等・保護者への説明
・ 報道機関への対応

・ 心身の健康状態把握方法
・ 心のケア体制

「学校事故対応に関する指針」による
・ 基本調査の実施
・ 詳細調査への協力

よくある“お悩み”

もっと簡潔・簡単な
マニュアルにしたい...

- 事前に検討し、
決めておくべき事項は多岐にわたる
⇒一部のみに絞り込むことはできない！！



- マニュアルは網羅的・詳細に定めた上で...

- ✓ 一刻を争う（例：AEDの場所）⇒全員が記憶
- ✓ 緊急的対応（例：傷病者対応、119番通報）
⇒使う(可能性が高い)場所に、抜き書きを配備
- ✓ 時間猶予あり（例：事後対応）⇒マニュアル本編参照

よくある“お悩み”

何から手を着いたら
いいか、わからない！！

- 最優先すべきは、
法的義務もある“発災時の対応”
⇒起こり得る様々な事故・災害を想定、
発生時の教職員の対応を定めておく



- 上記対応ができるようにするためにも、
“事前の備え”（未然防止を含む）を充実・強化



- “事後対応”についての検討へ進める



少しずつでも前進することが重要！

「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」を用いた 評価・見直しの手順

1 危機管理マニュアル、その他の関連計画・マニュアル等を用意

いろいろあるものを、まず一式集めてみる
 ✓ 防災マニュアル ✓ 学校安全計画
 ✓ 避難確保計画 ✓ 避難訓練計画
 ✓ 学校警備・防災計画 ...等々

2 「見直しガイドライン」**チェックリスト編**をもとに、マニュアル等の内容を確認

✓ どこかに書いてあるか？
 ✓ 記載内容・記載方法は適切か？ ...等々

3 マニュアルの“弱点”を認識した上で、**優先順位を定めて**、順次見直し・修正を行う



焦らず、気長に、コツコツ、見直しを続ける

「優先順位」の考え方（例）

1 発生時（初動）の対応

起こり得る危機事象別の対処方法*

※法が求める「危険等発生時対処要領」

2 危機の未然防止対策

生命の危険に直結する危機事象の発生防止を優先

3 危機発生に備えた対策

発生時(初動)の適切な対応を可能とする体制等の備え

4 ◆ 事後の危機管理
 ・ 事後（発生直後）の対応
 ・ 心のケア、調査・検証等
 ◆ マニュアルの基本事項

発生直後の対応など**時間的に急がれる**対応から優先

「見なおしガイドライン」の中では...

1 マニュアルの基本事項

- 1-1 危機管理マニュアルの目的と位置付け
- 1-2 危機管理の考え方
- 1-3 危機管理マニュアルの運用方法

2 事前の危機管理

- 2-1 現状及び危機管理の前提となるリスクの把握
- 2-2 危機の未然防止対策
- 2-3 危機発生に備えた対策

3 発生時（初動）の危機管理

- 3-1 傷病者発生時の対応
- 3-2 犯罪被害発生時の対応
- 3-3 交通事故発生時の対応
- 3-4 災害発生時の対応
- 3-5 その他の危機事象の発生時の対応
- 3-6 校外活動中・校内行事開催中における事故災害等発生時の対応

4 事後の危機管理

- 4-1 事後（発生直後）の対応
- 4-2 心のケア
- 4-3 調査・検証・報告・再発防止等

大川小で活かせなかった3回のチャンス

- 少なくとも以下の3回、校長・教頭・教務主任を含む教職員間で津波対策が話題に
 - ① 震災前年2月下旬、チリ地震に伴う津波警報（大津波）の発表時
 - ② 震災の約1カ月前（2月上旬）、同年6月開催予定の総合防災訓練打合せで支所職員が来校時
 - ③ 震災2日前、地震に伴い津波注意報の発表時
- ⇒しかし三次避難先の具体的な検討は進まず